

農場移転に伴う飼養衛生管理基準遵守への農家指導

○佐伯 和紀、田中 政嗣

1. はじめに

平成 16 年に制定された飼養衛生管理基準（基準）は順次改正されており、令和 2 年 10 月には、牛については項目が 22 項目から 38 項目と大幅に増え、家畜の所有者の責務がより詳しく明記されるようになった。

伝染性疾病の発生予防、まん延の防止および農場の生産性を損なわないためにも、家畜の所有者の飼養衛生管理基準の遵守・徹底は非常に重要となる。家畜保健衛生所では、中・大規模農場に対して年 1 回以上の巡回を実施し継続的な指導を行っているが、畜舎の配置など農場固有の条件があるため、対応が難しい項目も認められた。そのような中、管内肉用牛農家において、農場移転という農場固有の条件が変わる機会に伴い、和牛登録用務やアルボウイルス感染症サーベイランス（以下アルボ）といった巡回の機会を捉え繰り返し指導を行った結果、遵守状況の改善が認められたので報告する。

2. 概要

対象農家の移転前の旧農場での飼養形態は肉用牛繁殖・肥育一貫に加えて、乗馬も飼養していた。飼養頭数は、令和 4 年度の定期報告において繁殖牛 14 頭・肥育牛 16 頭・馬 16 頭だった。農場の配置としては、**図 1** の①番で牛と馬、②番で馬を飼養していた。農場固有の問題として、牛舎へと入場するためには道路からすぐ馬のトラックを横切って入る必要があり、衛生管理区域の出入口付近に更衣場所を設けることや、手指消毒・車両消毒設備の設置は困難だった。

農場移転に関して、馬については旧農場から令和 4 年度中に県内の別の市に移転した。その際に牛についても、④番の位置へ新牛舎を建設しての移転の話があり、基準の遵守を考慮した新牛舎を建築するよう伝えたものの、令和 4 年度中には新牛舎への移転は進展せず、①番の旧牛舎と道を隔てた位置に隣接している②番の仮 A 牛舎と、別の畜主が使用していた牛舎を再利用する形の③番の仮 B 牛舎で飼養を開始することになった。その後、令和 5 年 7 月に飼養衛生管理者から新牛舎へ移転するとの報告があり、実際に 9 月に②番と③番の仮牛舎より、④番の牛舎へ移転した。

今年度における指導の流れとしては、令和 5 年 7 月の仮牛舎に対する巡回時に移転報告があったため、移動先の牛舎建設の際に基準遵守を考慮した施設の配置の検討をすることや、新牛舎完成時の遵守状況確認を行う旨、伝えた。その後、9 月のアルボの日程調整時に、牛舎が完成し牛も移動済みとの報告を受け、同月のアルボ採材時に施設を確認、基準不遵守の項目についての指摘を行い改善方法について指導した。11 月のアルボ採材時には、9 月時点の不遵守項目について一定の改善が認められたものの、一部改善が不十分であった項目について再度指摘し、令和 6 年 1 月の子牛登記に伴う訪問時に改めて確認した。

3. 指導の結果

令和 5 年 9 月のアルボ採材時における指導時には、成牛牛舎以外にも子牛牛舎と飼料庫があり、衛生管理

区域はその部分を含んで設定した（図2）。また、指導事項としては、衛生管理区域出入り口での手指消毒のためのアルコールスプレーの設置、倉庫の中に長靴や衛生管理区域専用の衣服もあったものの入退場の動線が不明確だったため、倉庫内の事務所側に更衣場所を作成し交差汚染しない動線を作成すること、飼養衛生管理マニュアルが確認できる位置になかったため、入退場記録簿に挟み入場者が確認できるようにすること、衛生管理区域に立ち入る車両を消毒するための車両消毒装置を設置すること、畜舎入口での消毒のための踏込消毒槽やアルコールスプレーを設置すること、衛生管理区域の境界を明確にするためのカラーコーン等を設置することを指導した。

次に、令和5年11月のアルボ採材時の指導では、前回巡回時の指導により、○のついている部分が改善された（図3）。特に改善が困難と思われる人や物の入退場時における交差汚染防止対策について、更衣場所の設定を行い、一定の改善が認められた。指導事項としては、今回も飼養衛生管理マニュアルが確認できる位置になかったため、入退場記録簿と共に挟むこと、車両消毒について衛生管理者から車両が立ち入ることはないと話があったものの、飼料タンクへの飼料の搬入等の車両が入る機会があるので、車両消毒装置を設置すること、以前の子牛牛舎と飼料庫はシイタケ栽培の場所になっており、農場とシイタケ栽培の場所との間で資材の共有はないとのことだったので、衛生管理区域を再設定し、シイタケ栽培の場所を外すよう指導した。

さらに令和6年1月のアルボ採材時には、入退場記録簿への飼養衛生管理マニュアルの挿入、蓄圧式噴霧器の設置といった点が改善された（図4）。また、入退場時の交差汚染防止のため衛生管理区域入口である事務所と倉庫をつなぐドア手前へのスノコの設置をすること、牛舎入り口のアルコールスプレーがハンドソープへ変わっていたためアルコールスプレーを再設置すること、衛生管理区域のカラーコーンは牛舎の際まで移動していたが、境界をシイタケ栽培地側に寄せて重機の動線を確保するとともに、カラーコーンの数を増やし区域の境界をより明確にすることを指導した。

令和6年1月以降の衛生管理区域の入退場方法としては、入場については事務所から入り、入退場記録簿を記入、手指消毒をしたのち、設置予定のスノコの手前で衛生管理区域外の靴を脱ぎ、来場者は専用衣服と専用靴両方をここで着用し入場する形に、また従業員については専用靴を履いたのち、右手にかかっている専用衣服を着て入場する形になる。退場の場合は逆に倉庫・飼料庫から入り、専用衣服を脱いだ後スノコ手前で専用靴を脱ぎ、区域外の靴に履き替え手指消毒して出るという流れになる（図5）。

移転前の令和3年10月からの、農場における飼養衛生管理基準遵守状況の変遷を図6に示す。このほかに令和4年9月と令和5年7月にも聞き取りを行っているが、令和4年9月は馬を飼養していない旧牛舎のみ、令和5年7月は仮牛舎②、③での聞き取りのため、除外している。令和3年10月から最新の令和6年1月までを比較すると、基準の遵守状況について徐々に改善傾向にあることが認められる。

4. まとめ

一連の指導の結果、基準の遵守状況の短期間での改善が認められた要因としては、畜舎等の配置が大きく変わる移転という機会をとらえ、登録やアルボなどの業務に伴う農場訪問の機会を通じ、複数回、一定の間隔をもって集中的かつ継続的な指導を行うことができたということが挙げられる。また、その他の要因とし

て、毎年度の指導の積み重ねによる農家自身の飼養衛生管理基準遵守に向けての理解の深まりなどといった理由もあると考えられる。一方、牛舎に立ち入る際の手指の消毒や、車内の交差汚染防止対策、飼養衛生管理マニュアルへの入場動線等の反映については、課題として継続して指導していきたい。

農場移転や新規農場開設時は、基準の遵守に向けた対応が採りやすく、指導を行う好機なので、情報が入り次第、速やかに対応し、飼養衛生管理の向上に繋げていきたい。また北西部支所管内では、アルボ・牛群検定・5条検査・登記登録用務などの業務を通じ、基準巡回以外にも複数回、立ち入る機会がある農場が存在する。このような農場を含め、様々な機会を通して農場を訪問し、少しずつでも基準の遵守できていない部分を指摘することにより農家の意識向上に努め、最終的に農家自身が主体的に遵守に向けた取り組みを行うよう、指導を継続していきたい。

※個人情報および経営状況保護のため、個人や農場を特定できる写真・地図・位置情報は非公開としています。

図1. 農場配置

(非公開)

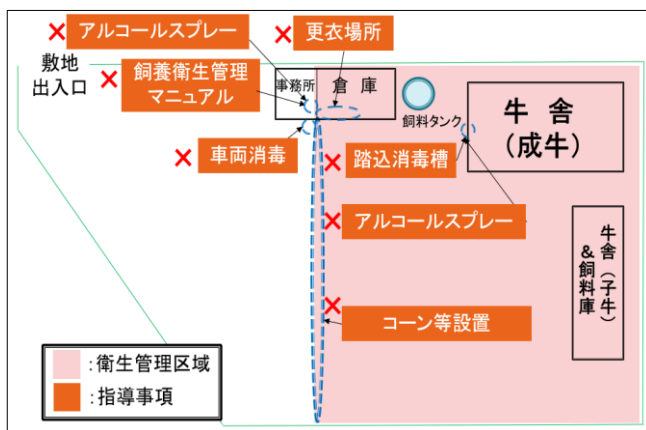


図2. R5. 9 時点新牛舎

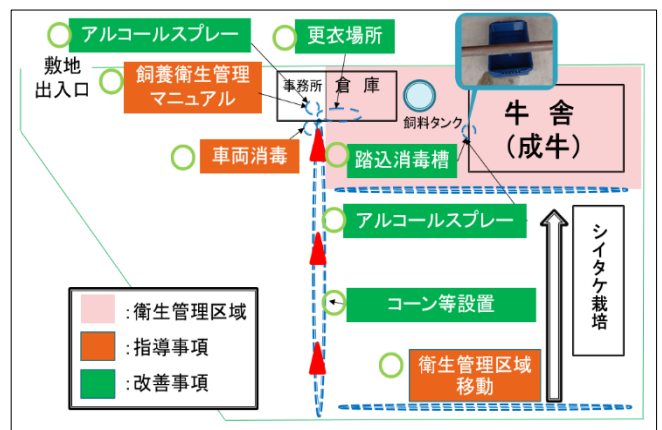


図3. R5. 11 時点新牛舎

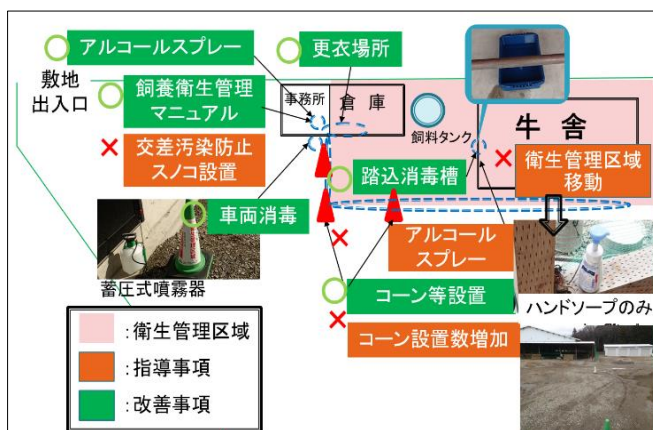


図4. 令和6年1月時点新牛舎

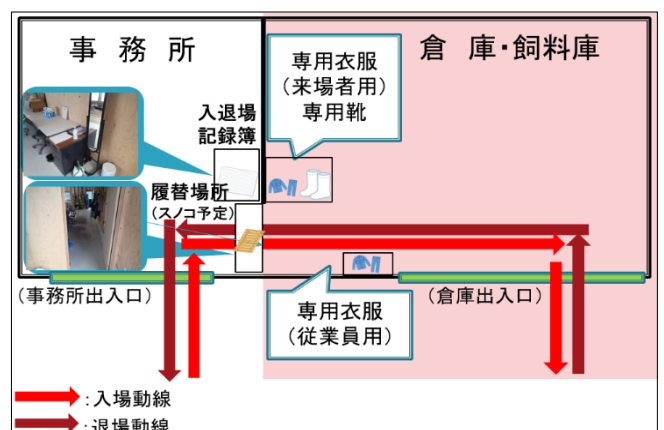


図5. R6 以降衛生管理区域入退場方法

	3 1	3 2	8	15	16 1	16 2	17 1	17 2	23	24 1	31	33	34
	マニュアルの作成	マニュアル冊子、看板等作成	衛生管理区域の設定・明示	立ち入り時の手指消毒	専用の衣服・靴の設置と着用	交差汚染防止	立ち入る車両の消毒	車内の交差汚染防止	畜舎前手指消毒	畜舎専用の靴または消毒	畜舎等の清掃消毒	退出する者の手指消毒	退出する車両の消毒
R3.10	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
R5.9	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×
R5.11	○	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×
R6.1	○	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○

図 6. 飼養衛生管理基準の順守状況の変遷